

審 議 票

R4. 4. 27

IV-2

審議項目	行政機関等匿名加工情報の提供		
関係規定	現行条例		新法
	—		第 60 条, 第 109 条～第 123 条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	—	—	・ 行政機関等匿名加工情報の提供
新条例への規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手数料については、条例で定める。(新法第 119 条第 3 項及び第 4 項)</li> <li>・ 団体内部の手續に関する規律で、個人情報保護やデータの流通に直接影響を与えない事項については、条例に規定できると考えられる。</li> </ul>		

※ 関係規定は、別紙参照

項 目 論 点	1 行政機関等匿名加工情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 制度を適切に運用することができる体制の構築</li> <li>② 提案の審査や行政機関等匿名加工情報の作成における留意点</li> <li>③ 審議会の関与</li> </ul>
	2 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 手数料の徴収の要否及び金額等</li> </ul>
	3 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新たな制度による影響や留意点 (情報公開条例への影響など)</li> </ul>

考 え 方 ( 案 )	<p>&lt; 1 について &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 次のような点に留意しながら、本市にとって新たな制度となる本制度の運用体制を構築していきたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度の統一的な運用 (制度所管課とファイル保有課の役割や連携など)</li> <li>・ 提案審査の体制 (新たな産業の創出などに資するかどうかという視点も必要)</li> <li>・ 加工方法や加工結果の基準適合性の確保 (委託先の選定を含む)</li> <li>・ 安全管理措置体制の確保 (「個人情報管理責任者」の役割など)</li> <li>・ 提供先における活用状況の検証</li> <li>・ 制度趣旨等の庁内周知 など</li> </ul> </li> <li>② 審議会には、本市における個人情報保護制度の運用状況を報告することとし、その中で、行政機関等匿名加工情報の提供状況についても報告対象とすることを検討している。(審議票IV-3参照)</li> </ul> <p>&lt; 2 について &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 手数料については、国が定める金額と同等の額を徴収することになると考えている。</li> </ul> <p>&lt; 3 について &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 行政機関等匿名加工情報やその作成に用いた削除情報等については、国の行政機関等情報公開法において不開示情報とされているため、情報公開条例の非公開理由に追加する必要があると考えている。</li> </ul>
----------------------------	---

主 な 意 見	後日記載
------------------	------

関係規定【行政機関等匿名加工情報】		R4.4.27	IV-2
現行条例	新法	備考	
	<p>(定義)</p> <p><b>第60条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、…又は地方公共団体の情報公開条例（…）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。</p> <p>(1) 第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。</p> <p>(2) 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（…又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。</p> <p>イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。</p> <p>ロ …、…又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。</p> <p>(3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。</p> <p>4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの</p> <p><b>個人情報の保護に関する法律施行令（令和4年1月28日意見募集時点）（以下「施行令」）</b>  <b>（行政機関等匿名加工情報ファイル）</b>  <b>第17条</b> 法第60条第4項第2号の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものとする。</p>	<p>○ 加工の対象は、およそ次の要件を満たす保有個人情報になる。（地方公共団体の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報ファイル簿の作成公表義務がある個人情報ファイルを構成するもの</li> <li>・ 情報公開条例に規定する不開示情報（個人に関する情報を除く。）に該当しないもの</li> <li>・ 仮に、当該保有個人情報が記録されている行政文書等について、情報公開条例による開示請求があったとした場合、次のいずれかを行うことになるもの（全て不開示となる保有個人情報を除外する趣旨） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全部開示又は一部開示の決定</li> <li>② 本人に対する意見書提出の機会の付与（開示の判断が直ちにできないもの）</li> </ul> </li> <li>・ 事務事業の運営に支障のない範囲内で加工・作成することができるもの</li> </ul>	
	<p><b>（行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）</b></p> <p><b>第109条</b> 行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。</p> <p>2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。</p> <p>(1) 法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）</p> <p>(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。</p> <p>3 第69条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。</p>	<p>○ 行政機関等匿名加工情報は、この節の規定に従い、作成する必要がある。</p> <p>○ 行政機関等匿名加工情報の提供及び削除情報の利用等の制限についても規定</p>	
	<p><b>（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）</b></p> <p><b>第110条</b> 行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第75条第1項の規定の適用については、同項中「第10号」とあるのは、「第10号並びに第110条各号」とする。</p> <p>(1) 第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</p> <p>(2) 第112条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>○ 提案募集の対象である個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿にその旨と提案先を記載する必要がある。</p>	
	<p><b>（提案の募集）</b></p> <p><b>第111条</b> 行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。</p> <p><b>個人情報の保護に関する法律施行規則（令和4年1月28日意見募集時点）（以下「施行規則」）</b>  <b>（提案の募集の方法）</b>  <b>第53条</b> 法第111条の規定による提案の募集は、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。</p>		

現行条例	新法	備考
	<p><b>(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)</b></p> <p><b>第112条</b> 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。</p> <p>2 前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 提案に係る個人情報ファイルの名称</p> <p>(3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数</p> <p>(4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第116条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項</p> <p>(5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容</p> <p>(6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間</p> <p>(7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>3 前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(2) 前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面</p> <p><b>施行規則</b> <b>(提案の方法等)</b></p> <p><b>第54条</b> 法第112条第1項の提案は、別記様式第7により行うものとする。</p> <p>2 代理人によって前項の提案をする場合にあつては、別記様式第7に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。</p> <p>3 法第112条第2項第8号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。</p> <p>4 法第112条第3項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 提案をする者が個人である場合にあつては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、(中略)その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあつては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(3) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあつては、当該提案をする者が本人であることを確認するため行政機関の長等が適当と認める書類</p> <p>(4) 前各号に掲げる書類のほか、行政機関の長等が必要と認める書類 (以下略)</p>	
	<p><b>(欠格事由)</b></p> <p><b>第113条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。</p> <p>(1) 未成年者</p> <p>(2) 心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの</p> <p>(3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(4) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(5) 第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(6) 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p><b>施行規則</b> <b>(心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者)</b></p> <p><b>第55条</b> 法第113条第2号の個人情報保護委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	

現行条例	新法	備考
	<p><b>(提案の審査等)</b></p> <p><b>第114条</b> 行政機関の長等は、第112条第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>(1) 第112条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) 第112条第2項第3号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。</p> <p>(3) 第112条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第116条第1項の基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 第112条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。</p> <p>(5) 第112条第2項第6号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。</p> <p>(6) 第112条第2項第5号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。</p> <p><b>施行規則</b></p> <p><b>(提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数)</b></p> <p><b>第56条</b> 法第114条第1項第2号の個人情報保護委員会規則で定める数は、1,000人とする。</p> <p><b>(提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間)</b></p> <p><b>第57条</b> 法第114条第1項第5号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、法第112条第2項第5号の事業並びに同号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間とする。</p> <p><b>(提案に係るその他審査の基準)</b></p> <p><b>第58条</b> 法第114条第1項第7号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関の長等の属する行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることとする。</p> <p>2 行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第112条第1項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>(1) 次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>3 行政機関の長等は、第1項の規定により審査した結果、第112条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。</p> <p><b>施行規則</b></p> <p><b>(審査した結果の通知方法及び通知事項)</b></p> <p><b>第59条</b> 法第114条第2項の規定による通知は、次に掲げる書類を添えて別記様式第9の通知書により行うものとする。</p> <p>(1) 別記様式第10により作成した法第115条（法第118条第2項で準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類</p> <p>(2) 前号の契約の締結に関する書類</p> <p>2 法第114条第2項第2号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 納付すべき手数料又は利用料（以下この項において「手数料等」という。）の額</p> <p>(2) 手数料等の納付方法</p> <p>(3) 手数料等の納付期限</p> <p>(4) 行政機関等匿名加工情報の提供の方法</p> <p>3 法第114条第3項の規定による通知は、別記様式第11の通知書により行うものとする。</p>	<p>○ 提案の審査に当たっては、規則第62条で定める加工基準や規則第65条で定める安全管理の措置の基準に照らして適切な提案内容となっていることはもとより、行政機関等匿名加工情報を利用した事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資する観点から妥当なものとなっていること等が求められる。（事務対応ガイド R4.2月個人情報保護委員会事務局）</p> <p>○ 行政機関等匿名加工情報に係る安全管理の措置等を総合的に判断することとなるが、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者は、当該行政機関等匿名加工情報を法における匿名加工情報として取り扱うこととなることに鑑み、<u>法において匿名加工情報について求められる安全管理の措置に照らして適切なものであることを審査する。</u>（事務対応ガイド R4.2月個人情報保護委員会事務局）</p> <p><b>(安全管理措置等)</b></p> <p><b>第46条</b> 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。</p> <p>○ 事務支障（施行規則第58条）の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作成するに当たり、作成業務を受託する民間事業者がなく、行政機関等自らが作成するとすると事務又は事業の遂行に著しい支障が及ぶ場合</li> <li>相当の時間にわたってシステムの運用を停止しなければ作成できない場合 など</li> </ul> <p>（事務対応ガイド R4.2月個人情報保護委員会事務局）</p> <p>○ 審査結果の通知については、当該審査は契約という私法上の行為のための準備的行為として、契約相手を決定するための要件該当性を審査するものであり、行政処分として構成されるものではない。（事務対応ガイド R4.2月個人情報保護委員会事務局）</p> <p>○ 審査結果の通知は行政処分ではないものの、適合しない旨の通知を行う際にはその理由（どの基準が、どのような理由から適合しないと判断したか等）を具体的に記載する必要がある。</p>
	<p><b>(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)</b></p> <p><b>第115条</b> 前条第2項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。</p>	

関係規定【行政機関等匿名加工情報】		R4.4.27	IV-2
現行条例	新法	備考	
	<p><b>(行政機関等匿名加工情報の作成等)</b></p> <p><b>第116条</b> 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p> <p><b>施行規則</b> <b>(行政機関等匿名加工情報の作成の方法に関する基準)</b></p> <p><b>第62条</b> 法第116条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>(2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>(3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に行政機関等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。</p> <p>(4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。</p> <p>(5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。</p>	<p>(加工基準)</p> <p>○ 事務対応ガイド（個人情報保護委員会事務局）には、加工基準の加工事例や具体的な加工に係る手法例などが記載されている。</p>	
	<p><b>(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)</b></p> <p><b>第117条</b> 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第110条の規定により読み替えて適用する第75条第1項の規定の適用については、同項中「並びに第110条各号」とあるのは、「第110条各号並びに第117条各号」とする。</p> <p>(1) 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項</p> <p>(2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地</p> <p>(3) 次条第1項の提案をすることができる期間</p> <p><b>施行規則</b> <b>(行政機関等匿名加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項)</b></p> <p><b>第63条</b> 法第117条第1号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目とする。</p>	<p>○ 行政機関等匿名加工情報を作成した場合には、個人情報ファイル簿にその概要等を記載し公表する必要がある。</p> <p>→ 当初提案した者との間で締結した契約における利用期間を踏まえて設定することとなる。</p>	
	<p><b>(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)</b></p> <p><b>第118条</b> 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 第112条第2項及び第3項並びに第113条から第115条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第112条第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第116条第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第114条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。</p>	<p>○ 作成済みの行政機関等匿名加工情報に対する提案を行うことや、契約を締結した者が事業変更の提案を行うことも可能。</p>	

関係規定【行政機関等匿名加工情報】

現行条例	新法	R4.4.27	IV-2
		備考	
	<p><b>(手数料)</b>  <b>第119条</b> (略)                      2 (略)                      3 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数を納めなければならない。                      4 前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数を納めなければならない。                      5～7 (略)                      8 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。                      9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第3項又は第4項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。                      10 地方独立行政法人は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p><b>施行令</b>  <b>(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)</b>  <b>第31条</b> 法第119条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。                      (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円                      (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)                      2 法第119条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。                      (1) 次号に掲げる者以外の者法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第1項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額                      (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円                      (以下略)</p>		<p>(国の行政機関における手数料)</p> <p>→ 第115条による契約</p> <p>→ 第118条第2項において準用する第115条による契約</p>
	<p><b>(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)</b>  <b>第120条</b> 行政機関の長等は、第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。                      (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。                      (2) 第113条各号(第118条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。                      (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。</p>		
	<p><b>(識別行為の禁止)</b>  <b>第121条</b> 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。                      2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第109条第4項に規定する削除情報及び第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。)の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。                      3 前2項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p> <p><b>施行規則</b>  <b>(行政機関等匿名加工情報等の安全管理措置の基準)</b>  <b>第65条</b> 法第121条第2項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。                      (1) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。                      (2) 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関等匿名加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。                      (3) 行政機関等匿名加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関等匿名加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。</p>	<p>○ 「他の情報」に限定はなく、特定の本人を識別する目的をもって行う行為であれば、個人情報及び行政機関等匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。(事務対応ガイド R4.2 月 個人情報保護委員会事務局)</p>	
	<p><b>(従事者の義務)</b>  <b>第122条</b> 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p>	<p>○ 法第67条と同様に行政機関等の職員等以外の従事者についても明記されている。</p>	

現行条例	新法	備考
	<p><b>(匿名加工情報の取扱いに係る義務)</b></p> <p><b>第123条</b> 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</p> <p>2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 前2項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。</p> <hr/> <p><b>施行規則</b></p> <p><b>(匿名加工情報の取扱いに係る義務)</b></p> <p><b>第66条</b> 法第123条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p>2 法第123条第1項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。</p> <p><b>(匿名加工情報の安全管理措置の基準)</b></p> <p><b>第67条</b> 法第123条第3項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。</p> <p>(2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。</p>	<p>○ 行政機関等が、民間事業者等から匿名加工情報を取得した際の取扱いに係る義務を規定</p>
	<hr/> <p><b>行政機関の保有する情報の公開に関する法律</b></p> <p><b>(行政文書の開示義務)</b></p> <p><b>第5条</b> 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(1)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</p> <p>(以下略)</p>	